

婦人関係資料シリーズ

国際資料 No. 32

世界の婦人たち No. 7

— ノールウェイ —

労働省婦人少年局

は し が き

世界のいろいろな国で婦人たちはどのような生活をしているか、どういう問題に直面しているかなどということに関心をもたれるかたがために、新しい情報をお伝えするため婦人少年局では国際資料「世界の婦人たち」を刊行しておりますが、今回はノールウェイの婦人について御紹介します。これは次の英文資料を翻訳編集したものです。

1. The Status of Women in Norway Today, A Survey, by The Norwegian Joint Committee on International Social Policy, Oslo, 1953.
2. The Norway Year Book, 1954.
3. Freedom & Welfare: Social Patterns in The Northern Countries of Europe, The Ministries of Social Affairs of Denmark, Finland, Iceland, Norway, Sweden, 1953.

ノルウェーの婦人

目 次

は し が き

I ノルウェーについて 2

II 歴 史 的 展 望 3

III 婦 人 の 現 状 5

① 法律上の地位 5

イ) 国 籍 ロ) 政治的権利 ハ) 相続権 ニ) 姓

ホ) 夫婦の経済的権利義務 ヘ) 離 婚 ト) 親 権

② 教 育 7

イ) 制 度 ロ) 女子の教育 ハ) 職業教育 ニ) 家事教育

③ 母性のための福祉 9

イ) 妊娠手当 ロ) 内縁の母親 ハ) 主 婦 ニ) 産児調節

ホ) 児童手当 ヘ) 託児施設 ト) 保健

④ 働く婦人 12

イ) 婦人の雇傭 ロ) 農 業 ハ) 女 中 ニ) 工業、手工業

ホ) 事務及び専門的職業 ヘ) 自営高級管理職 ト) 賃 金

チ) 既婚婦人の雇傭

⑤ 公けの活動 16

イ) 選挙権 ロ) 議会、地方庁及他の政治機関 ハ) 行政其他

ニ) 組織の活動

ノールウェイの婦人

I. ノルウェイについて

ヨーロッパ大陸の一番北にあつたノルウェイは面積32万3千平方キロで、日本全体から九州を除いた程の大きさ、人口は約330万人(1952年調査)で、東京の半分にも足りません。国の半分は北極圏内にあるような国で、日本にはよく知られていませんが、どんな国情にあるかということを見てみましょう。

第一にこの国は王国です。政治形態は勿論三権分立をとっていますが、その中、行政権については、国王が最高の地位を占めています。尤も国王は裁判されませんから、事実上三権の上にあつて全体を統帥しているわけで、むしろ旧憲法下の我が国の天皇の地位に近いと見られます。

第二に、国会はStortingと呼ばれ、150人で構成されています。この中、婦人議員の数は現在7名で、北欧諸国の中では少ない方です。これは従来の選挙法の特異性にも原因があるようです。政党は、労働党、保守党、農民党など全部で六つあり、労働党が第一党で過半数の77議席を占めています。

1/ 詳細は 5 のロ) 参照

第三に宗教が挙げられます。ルーテル派が国教とされ、ジエズイット派は認められておりません。しかし、それ以外のものは禁止されているわけではなく、たゞ、公けの宗教でないだけです。ルーテル派信者に対しては、特別に宗教教育が課せられます。

第四に、地形や産業構造はどうかといいますと、岩地が多い上に国全体の^{1/4}は森林ですから、自然林業が盛となります。しかし、19世紀終りまでは、農業労働人口は全体の75~80%を占めており、元々農業国でありました。そして林業はむしろ副業でした。尤も、その農産物も自給自足するには充分でない上に、バター取引に使われたりしたので、食糧の一部は逆に輸入にまつ必要がありました。

2/ 現在では20~30%

現在支配的な産業はやはり工業です。これは1870年頃の産業革命によつて急速に盛となつたものです。1930年から20年間に、工業生産量は二倍になつており、³⁾同時に都市の職場人口は増加しておりますが、企業の大都市集中はあまりないようです。山や谷に恵まれたこの国は豊富な電力をもっています。ノルウェイでは、戦時中すでに国民一人当たり電気量が世界第一でした。これは国民生活一般を利すると共に、産業の発展を大いに促進しました。

3/ Freedom & Welfare. P.16

更に、近海に豊富な漁場があるため、漁業も亦盛で、イギリスを凌駕し、又北欧五ヶ国の産額は日本、アメリカ、ソヴェトに次いで世界第四位です。1946年調査では、漁業労働者は全就業者の中、6%を占めていました。⁴⁾特に捕鯨では世界中の産額の50%を占め、第一位です。

4/ Freedom & Welfare P. 17~21.

第五に、一般の生活状態を見ると、1952年の国民所得は165億9千6百万クローネ⁵⁾(8364億3千8百万円)⁶⁾で、一人当たり年間所得は253466円です。

5/ 国連統計 (1952年度)

6/ 換算率、1クローネ=50円40銭。日銀統計局調べ
因みに、同年の日本における一人当たり所得は61572円⁷⁾でした。

7/ 年次経済報告。(経済審議庁、28年版)

全人口の32%が都市に、68%が郡部に住んでおり、平均人口密度は一平方キロ当たり10.2人⁸⁾です。住宅は1947年~52年まで年平均2万2千戸づつ建て、1953年度は2万5千戸でしたが尙全体で12万戸不足しています。ですから特に郡部では部屋数が料理場を含めて一人一室平均となつており、若い人達は結婚を延期している仕末です。ノルウェーでは気候などのため、建物に金がかかる上に、近年住宅用資材が多く防衛(軍備)強化のため犠牲にされているので建築計画はなかなか実施がはかどりません。

8/ The Status of Women P.42 1946年。又別の新しい資料 The Norway Year Book P.163によると、密度は、1950年12月1日現在で10.6人となつています。

農地は大部分山間に分散していて、住居に近い大きな農地は全体の19%⁹⁾しかなく、分散した土地を耕す多くの小農の家では主として婦人や子供が耕作に従事し、男子は出稼ぎに行きます。農家の婦人が一番困るのは水汲みです。料理用の外に家畜用のを加えると相当の量になります。1949年現在で、全農家の半分しか水道がひかれておりません。

9/ The Status of Women in Norway P.42

II 歴史的展望

ノルウェーにおける婦人運動が盛んになつたのは19世紀中ば以後です。先覚者としては女流作家 Camilla Collett(1813~95)、Aasta Hansteen(1824~)が有名ですが、特に前者が1855年に著わした『知事娘の娘』という本は婦人が先ず情意の面で解放されるようにという運動の導火線となりました。後者も『女性に男性の玩具』という考え方に対し文筆を通じて根強く斗いました。やがて実際社会の婦人問題を扱った小説や劇が次第に多くなり特に1879年に出版したイブセンの『人形の家』は大センセーションを博しました。それより半世紀以上も前、即ち、1814年に制定されたノルウェー憲法は自由と平等の原則を模倣したフランス革命とアメリカ憲法の理想に影響される所大でしたが、市民としての婦人の権利を規定するまでに到つてはいなかつたのです。それ故、夫や子供をあとにして自身の能力を伸ばそうとした「ノラ」の生活に対して、当時の人々が非常にショックを受けたのは無理からぬところといえましょう。

男女同権の思想は法律上では割に古くからありましたが、実際上はかなりの制限がありました。即ち女性が成年に達したと見做されるには、国王の発行する成年認可状である「Royal Letter

of Majority"が必要だったのです。1845年になつて25才以上の未婚婦人は未成年男子(18~21才)と同等と認められ、1863年になつてようやく21才以上の未婚婦人は男子と平等であると認める法律が出来ました。しかし、既婚婦人は1882年に法律が出来るまで家計や財産等すべての面で完全に夫に従属していました。そして夫婦の権利義務が完全に平等になつたのは第一次大戦が終つてからです。

ところで職業についてはどうかといいますと、婦人が自分で生計を維持するという考えが古くからあつたのに加えて、1842年の「商業法」制定が多くの婦人に職業を開放しました。それによると未亡人、夫と別居している妻、及成年認可状(Majority letter)を与えられた未婚婦人は事業を経営することが出来ます。やがて、官庁、商店、銀行、保険会社、電話郵便局などの仕事が続々と女性に開放されて来ましたが、就中、1860年及1869年の法律によつて女性が小学教師となることを認められたのは画期的で、婦人の職業意識に大変革をよび起しました。しかし女性の教育程度が男性に比べてかなり低かつたために、低賃金であつたことは無理のないことです。1860~70年代以前のノルウェーは未だ殆ど貧しい農業国だったのですから、国民の多くを占める小農家の子女は高い教育を受けることは出来なかつたし、むしろそのために悪い条件でもいいから早く働きに出て少しでも家計を助けようとしたのです。産業革命によつて多くの婦女は従来の農業と家事という二重の労働の過重に悩むことから解放されましたが、新たに低賃金の問題に悩むことになつたのです。

婦人の参政権を目標とした運動が盛になつたのはそれからです。先ず、1884年に「ノルウェー婦権協会」が、次いで1885年に「婦人参政権協会」が出来ました。これらは又労働組合の結成をも著しく促進し、更に1895年に到つて、ノルウェー最初の婦人のための政治団体たる「婦人社会民主協議会」ができました。その活動の主目標は勿論「婦人に選挙権を与えよ」でしたが、外にも色々の成果をあげました。首都オスロでそれまで売春を合法的としていた「売春法」を1887年廃止せしめたのはその代表的なものです。次いで1904年に「ノルウェー全国婦人評議会」が結成され国際的協力を促進しました。かくて1901年男子の選挙権が完全に認められると同時に婦人の一部もはじめて投票することができました。そして婦人全体にまで選挙権を与えられたのは、地方議員選挙権が1910年国会議員選挙権が1913年でした。

ノルウェーでは、1901年までは、男子でさえ、少数特権階級しか、選挙権がなかつた。Ⅱの⑤の活動参照

相続権は1854年から平等となつていました。尤も婦人の相続については現在でも「Odelsrett」・「Asetesrett」の二つの例外があります。両方共土地財産に関するものですが、前者は土地が他人の手に渡つた場合一番近い親戚がこれを買戻す権利であり、後者は農地所有者死亡の際直系男子が全部相続する権利です。これはノルウェーの土地に関する法慣習で、1821年に立法化されたものです。

始めから男女平等だったのは小学校教育で、これは義務教育でした。中学は1876年に始めて女子に開放されましたが全部ではなく、文部省の許可を得た一部の女子だけでした。尤もそれが契機と

なつて1882年には女子に大学の門が開放され、1884年にはすべての学部にもまで拡張されたことを考えますと、大いに意義があります。

婦人の大学卒業者が増加するに従つて、適した職業を与えることが大きな問題となりましたが、始めの中は医者しか認められていませんでした。1904年に辯護士、1912年になつて始めて高級の公職につくことが出来ましたが、大臣、外交官、牧師、軍人は除かれていました。牧師は例外として他の三つが認められたのは1938年です。しかし現実には女性の職業進出に対する妨害がかなりありました。宗教上の理由もありましたが、30年代の恐慌と不況が、折角獲得した職業を多くの婦人から奪つてしまいました。又一般に戦争が起ると婦人の労働需要が増すものですが、第二次大戦中ノルウェーは五年間もドイツ軍に占領され、「焦土戦術」と称する作戦により完全に蹂躪されてしまつたため、逆の現象が起りました。雇傭が減つて殆どの婦人は労働市場から縮出されたのです。しかしそのような状況の下で家事を切廻した婦人の苦勞は並大抵ではありませんでした。乏しい食糧を家族にうまく分配したり、ボロ服を丹念に修繕するといつた「やりくり」の巧さが一家を救つた話は枚挙にいとまがありません。主婦の家事労働の重要さが本当に認められたのはこの時からです。A. N. Kjaerという統計家は、一般に、家事労働の経済的価値に対する認識は、この国では早くからあつて、平時に於てさえ主婦の家事労働は国民所得の14~15%を占めていると見ています。

21 The Status of Women in Norway, P. 35

Ⅲ 婦人の現状

① 法律上の地位

ノルウェーの婦人は大体において男子と同じ法律上の地位をもつていゝと云えます。男子と同様21才で成人となり、教育や職業の機会も男子と同じです。しかし細かな点では婦人のための特別な規定があります。

イ) 国籍

既婚婦人は夫の国籍に従うというのが従来の規則でしたが、1950年の法律により男女平等となりました。即ち外国人と結婚した婦人は男子と同様、外国国籍を取得しない限り、ノルウェー国籍を保持します。

ロ) 政治的権利

選挙権は男女平等です。国会及び地方議会議員の選挙資格は男女共に21才以上で、五年間ノルウェー国内に居所を有し、現在居住しており、又民事犯刑事犯として選挙権を失つていないことが条件です。又婦人は政府のあらゆる官職に立候補することが出来、議員になつたり、裁判官に任命されるのも男子と平等です。特に児童福祉委員会その他の機関には婦人が必ずいなければならないことになつています。

ハ) 相続権

相続権については、「Odelsrett」と「Asetesrett」という二つの特例があることを歴史的展望の中で述べました。この制度が相続の面で男子を優遇する唯一のものでした。

尚、正式に結婚していない母親から生れた子、即ち嫡出でない子の相続は嫡出子の場合と同じです。

1) 手続に関しては D③の⑥ 内縁の母親の項参照

二) 姓

1923年の「姓名法」によると婦人は結婚した場合原則として夫の姓を名乗ることになっています。しかし妻が希望すれば結婚後の姓の前に結婚前の姓をつけることが出来、又申請すれば夫の姓を全然用いないことも出来ます。結婚の解消に際しても妻は姓名の選択が自由に出来ます。離婚した場合子供だけは特別の許可がない限り父親の姓を用いなければなりません。

ホ) 夫婦の経済的権利義務

1927年の法律によつて夫婦の経済的権利義務は平等とされています。家庭を維持するため夫婦は共にその能力に応じて働くことを要し、夫婦の間では共有財産制がとられています。しかし夫婦の一方が婚姻前に有した財産及び結婚後に自己の名義で得た財産はその特有財産とすることが出来る点日本と同じです。離婚の場合共有財産は取得の事情如何に拘らず、折半されます。又一方が死亡した場合、すぐに子供に相続させることなく、分割せずに全部配偶者が引継ぐことになっております。但再婚した場合はこの権利を失います。更に債務についても夫婦で連帯責任を負います。しかし結婚契約書に将来蒙るかもしれない債務の分担法を書いておくことも出来ます。これは共同財産の処理の場合も同様で、こういう制度はどちらかという妻の地位を保護するために作られたものです。即ちこれまで夫婦の経済的関係は一般に妻に極めて不利であつたためです。この法律が作られた1927年頃にはもつと妻を保護する立法をという声が多かつたのですが、保護立法が余り多くなることは却つて妻の自由な活動の妨げになるとして取上げられませんでした。この法律の規程はようやく一般に知られるようになっていますが、夫婦間の経済関係は慣習や一般の女性観に左右されることが多いようです。

ヘ) 離婚

ノルウェイの離婚法はヨーロッパで最も自由であるといわれています。双方が同意すれば一年間別居した後離婚出来ますし、法的別居を二年続けた後なら一方の意志で離婚を請求出来ます。法的別居でなくても三年間夫婦が別れて暮らしていた場合は一方の意志で離婚を求めることが出来ます。又片方が刑事犯罪を犯したときとか姦通（これは現在では犯罪ではありませんが）したとかいう場合には他方の申出により別居期間なしに離婚出来ます。

離婚後の子供の養育は一般に母親が行いますが、その場合父親はそれまでの生活水準を考慮に入れて適当な生活を維持しうる程度の手当を支払うことになっております。尤も別居及び離婚の主な理由が一方の不身持であるような場合はこの限りではありません。又再婚した場合には手当をうける権利は消滅します。

ト) 親権

夫婦は子に対して同じ権利義務を有しており、共同して親権を行使し、同じ扶養義務を負います。しかし未成年者に対する後見人は父親になります。父親死亡又は行方不明の場合のみ母

親が後見人になります。離婚や別居に当つてどちらが子供を育てるか、子供の幸福という見地から考慮されます。一般に特に子供が幼い場合は母親にその責任が任せられ、よくよくのことがなければ母親の手から子供を取上げることはありません。

② 教育

イ) 制度

先ず制度から見ますと、小学校、中学校、高等学校、大学、それに特殊の職業学校に分れます。義務教育は小学校の七年間で原則として七級に分かれ、一般30人平均の生徒を限度とします。しかし、人口稀薄な地方では必ずしもそのように分れておらず、いくつかの級を一室に集めて教育する所も未だあります。小学校の授業は午前中だけすることになっています。又慣行として充分な教室がある限り男女は別々の教室で教わります。逆に中学校では大抵男女共学です。

ロ) 女子の教育

義務教育を終ると中学校とか高等学校の外に補習学校、州立学校、国民高校、私立の下級大学等色々の教育機関が待っていますが、この段階では女子は全生徒の56.8%を占め、男子より多くなつています。これは親達が娘にもできるだけの教育を与える必要を強く感じているからです。しかし、その上の段階になると、親達は、娘の教育は息子より後廻しにしています。

2) 前掲書 P. 29

大学入学資格試験を受けた生徒の中、女子の占める比率を、1900年、1925年、1952年について見ますと、夫々10.6%、31.6%、38.8%と急激に増えています。しかし大学の最終課程を終える女子の数はずつと少なくなります。その主な理由は婦人の結婚年齢が普通18才から25才までで丁度大学在学期間と一致することでしょう。実際問題として、結婚生活と家事や育児を両立させて長い学校生活を続けることは困難です。1947年調査では、大学生の中結婚している者は男子12.5%、女子9.4%でした。

次に女子の好んでとる科目を見てみましょう。女子は一般に語学とか、歴史、地理などを好む傾向があり、中等学校程度の女子生徒は第1表のような傾向を示しています。

(第1表)

課 程	男(%)	女(%)
科学系統	86	14
英 語	45	55
ラテン語	59	41

この点を女子大学生について見ますと、第2表に示されたような割合です。それによると、歴史、言語学を専攻する女子大学生は323人で女子全体の僅に過半数を占めていますが、それに反し法律経済学部にはたった66人で約7%、女子全体の一割という有様です。これは女子が一般教養を主目標に大学に通う傾向を示しています。かゝる専門的訓練の欠如が職業面において女子の地位を低めていることは前にもふれた通りです。

尚ノルウェーには七つの大学がありますが、その一つオスロ大学は規模も内容も全国一、学部は哲学、歴史哲学、法学、数学自然科学、医学の五学部に分れています。

The Status of Women
in Norway, P. 27
数字は1930~47年平均

ハ) 職業教育

義務教育七年の後に第八年目と

高等学校に進学しない生徒を対象とするもので、女子の場合は家政科が必須となつています。所管が各地方庁に任せられているため、財政の窮乏している地方では未だない所もあり、一般に教室数も不足していますので義務的とはなつておりません。一般教育及び特に

実際の技術をつけることを目的としており、戦前、地方313校、都市、223校、5,045人でした。

3) The Norway Year Book -1954年 P.137

又、社会人の教育機関としては国民高校があり、生徒の多くは農民ですが、中には工場労働者が主たる対象となつている学校もあります。期間は約6ヶ月間で、科目は社会学と時事問題に重点がおかれています。

次に職業の専門教育はどうかといいますと、夫々の分野で盛になつておりますが、特に第二次大戦後、女子の入学者数が非常に増えてきました。男女共に一番盛なのは商業学校で

1949~50年の商業学校

乃至大学における卒業試験を受けた生徒数は男子4,653人に対し、女子が4,919人でした。⁴⁾

4 前掲書 P.31

次いで多いのは家政婦学校で同年の卒業生が2,820人、更に商業及手工業学校では

1,293人の女子卒業生を出

しました。其他、第3表に見る通り、教員養成所と看護婦

学校と図書館学校で女子が男子よりも多くなつています。その中看護は何と云つても女の専門ですからさておき、教員養成所に女子が多いのは歴史的に見て、極めて重要です。

しかし、公務員養成所や農業学校で女子が圧倒的に少ないことを見逃すことは出来ません。

(第2表)

学 部	合計(人)	男 (人)	女 (人)
神 学	53	49	4
法 律、経 済	916	850	66
医 学	547	485	62
歴史、言語学	841	518	323
数学、自然科学	854	686	168
合 計	3,211	2,588	623

前掲書、P.29 1952年調査

(第3表) 学校別在学者数

種 類	男 (人)	女 (人)
教員養成所	369	454
公務員養成所	963	52
図書館学校	2	26
音楽、ホテル経営他	394	152
工場学校	2,994	623
農業 //	1,561	105
看護婦 //	13	661
船員、漁業 //	2,689	30

The Status of Women P.32

1949年~50年調査

特に農村では婦人労働者が不足しているため、多くの女子が小学校を出ただけで家の農業を手伝う傾向にあります。

ニ) 家事教育

家事労働に対する評価が高いこの国では当然家事教育が非常に重視されています。既に1936年に都市の小学校では家事が必須科目となり、又地方でも設備が調い次第実施に移されています。更に補習学校では勿論、婦人団体、工場、官庁が積極的に家事合理化運動を進めています。その主な動機は二つあつて、一つは、負担の重い主婦の過重労働を軽減するためであり、もう一つは一般的に労働力が不足しているためです。補習学校(一年間)ではやはり家事が必須科目です。又65%の家政専門学校があつてそこで完全な家事教育が行われます。更に私立校が多数あります。科目には理論と実際の両方がありますが先ず実際の教課としては、

1. 家の設備、調度、保存と清掃、家事労働の構成
2. 料理、特に労働を節約する方法
3. 洗濯、修繕、アイロン
4. 家畜の飼育、搾乳法
5. 庭園
6. 裁縫、編物
7. 育児

次に理論の方としては

1. 家計簿のつけ方
2. 栄養
3. 家畜、ミルクの取扱(地方の大学の場合)
4. 園芸理論
5. 家事に関する化学、物理
6. 電気
7. 保健、小児衛生、看護
8. (料理と台所)
9. 心理学と育児
10. 社会学

1) The Status of Women P.38

2) 課程は5ヶ月終了ですが、10ヶ月課程の学校もあります。

尚、家政専門学校は月謝が不要で、寄宿生は食費と住居費を払えばよいことになっています。その上住居費を賄う程度の奨学金がでます。1951年には応募者4,268人⁵⁾の中入学者3,038人でした。

5) 前掲書、P.39

③ 母性のための福祉

婦人の法律上の地位については前にふれましたが、特に母親としての婦人に対しては種々の社会的福祉が行われてをります。

イ) 産産婦手当

経済的には妊婦は健康保険や他の諸法令により援助をうけます。賃金俸給生活者はすべて強制的に保険に加入しており、現在全人口の85%がこの適用を受けています。夫婦何れか一方が子の出生に先立つ十ヶ月間被保険者であつた場合には、助産婦を無料でたのむことができます。夫だけが被保険者の場合には一定額の補助金が交付されるし、妻が被保険者の場合には無料で入院出来、更に産前産後六週間づつ補助金を受けられます。多くの地方では産前の診療や治療費も無料です。

妊産婦が生活に非常に困窮している時(例えば正式に結婚していない場合)には、産前六週間と産後六ヶ月間地方官庁から補助金がでます。産後六ヶ月間も支給するのは、主として母親自身を育児に当らせるためです。支払金額は社会省で規定した範囲内で各知事が決定するのですが、額は余り多くないようです。ここで注意すべきは上の補助金は所謂生活保護ではなく、母親自身返却の義務はありませんが、父親に当る人の支払うべき養育費の前払いと見做して、彼が返済しなければならないこともあります。しかし実際にこの給附を受けている母親はごく少数です。

ロ) 内縁の母親

正式に結婚していない母親に対してはもつと別の保護があります。即ち母親は子供の父親の名前を申告する義務があり、その申告に基づき、知事は父親である人を確認する文書を発行します。これによつて子供は嫡出子と同じ相続権を得ますし、又父親の姓を名乗ることも自由になります。こういう子供の扶養は父親の責任とされています。即ち、母親が妊娠中の最後の三ヶ月の手当と出産及び産じゆく中の費用は、父親が母親となる人に払い、更に出生後9ヶ月間は育児手当を払います。父親からの手当はまだ続きます。子供が16才になるまでの扶養手当と、若し父親が裕福ならば、高等教育を受ける費用、それに疾病、洗礼、堅情礼、死亡の際の費用の一部を払わねばなりません。この種の手当の徴収には各地方の苦情相談員が当たりますが、もし父親が自発的に納入しないときは、給料から天引きするか又は財産差押えをやります。公けの機関がこの費用を立替えて前渡しするというやり方は、論議されていますが、まだ実施の運びに到りません。父親であると指名された場合にも法廷に訴えて扶養義務を拒否することは出来るのですが、これまでの例では母親から申告のあつた父親の内75%は文句なく扶養義務に服しています。内縁の妻から生れた子供の数は1930年には全出生児の7%だつたのが、1950年には4%に下りました。

ハ) 主婦

次に家庭の主婦については休日法があつて基金を設けています。これにより年に何日かは主婦は家事を休んで家政婦を雇い、その費用を基金から払つてもらふことが出来ます。又子供達をキャンプさせるのも主婦に休日を与える方法です。現在強制乃至任意貯金を積立てて主婦に休日を与えようとする方法が検討されています。

又もしも主婦が病床についた場合、殊に小さい子供が居る場合には家政婦が来てくれます。「主婦救済」という制度が全国744地方庁の中570まで施行されております。これによつて、家事について五ヶ月の特別教育を受けた婦人が主婦代理として14日間家族の面倒を一切見てくれます。「主婦代理」の給料は各地方庁が支払っていますが、面倒を見てもらった家庭で余裕があれば給料の一部を地方庁に納付するようにしています。この制度はここ二、三年で目覚ましく発展し、現在稼働可能の人が1200人も居ます。

6/ 前掲書 P. 26

ニ) 産児調節

第4表に示す通り一家庭平均児童数は郡部においては大都市の約倍です。経済的に恵まれず、教育程度の低い地方では計画産児が実施されず、母体の健康や育児のために適当な限度を超えて子供

第4表 一家庭平均児童数 (人)

	1920	1930	1946
郡部	4.06	3.70	2.76
都市	3.30	2.82	1.93
オスロ	3.10	2.29	1.44

前掲書 P. 19

が生れる傾向があります。しかし全体としては、この30年位の間に相当下つています。現に1950年において、第六子又はそれ以降の出生児の全出生児に対する比率は4%強でしたが、20年前には14%も占めておりました。現在、受胎調節器具は自由に購入出来ます。妊娠中絶は医学的に必要と認められた場合にのみ許可されていますが、他の理由、例えば社会的条件などによつても合法的とするかどうかについて論議されています。不正中絶には政府が料を付しますが、通常料せられるのは母親ではなく、中絶を行ったものとなつております。断頭手術は

1934年に制定された法律により、当局で認可した特殊の場合に限り許可されます。

ホ) 児童手当

7 前掲書 p. 19

次に子供に対する国庫補助は第二子以降一人につき年々40クローネ^{8/}支給されます。これは家庭の経済状態に拘らず支給され、事情によつては(例えば片親しかいない時や親が正業に働けない時)第一子でも受けられます。^{9/}この手当は子供が16才になるまで続きます。

^{8/} 前掲書 P. 18 邦貨換算12006円即ち、1ヶ月約1,000の割合

^{9/} 補助金は現金だけでなく、パン、牛乳、バター等の現物でもなされます。

ヘ) 託児施設

子供の養護に関して一番問題になるのは、母親が働きに出る場合です。唯一の解決策は保育園又は託児所で、これは全国に175ヶ所あり、4,000人の子供を預つています。(前掲書P. 24) その中いくつかは公立ですが、大部分は私立で公けの補助金をうけて経営しています。その他色々な型の託児所があつて、子供達は1~3才と3~7才の二つのグループに分けられ、預かる時、1間は通常勤務時間中(午前7時~8時から午後4時~5時迄)となつております。幼稚園でも3~7才の子供を預つてくれますが、時間が短かく午前中3~6時間となつています。其外「お遊びおばちゃん」(Play Aunties)と称する保母さんが一日二、三時間預つてくれる簡易幼稚園とか、会社が婦人従業員を対象として経営する幼稚園もいくつかあります。

F) 保 險

一般の病院の外に、特に児童、乳児、妊婦のための保健センターが全国に発達し、現在は 1100ヶ所（前掲書 P. 20）あり、その中には移動性のものも沢山あります。受胎調節もこゝで行われます。センターは主に私立の保健団体によつて経営され、政府の補助を受けています。こゝで提供する医療は全部無料です。又、母の家というのが全国に 10ヶ所（前掲書 P. 24）あつて、主に正式に結婚してない婦人が産前産後一定期間宿泊し、且保護を求めることが出来るようになっていす。

④ 働く婦人

1) 婦人の雇傭

教育及厚生の方における種々の保護にも拘らず、1900年以降第二次大戦前までの職業を求める婦人の比率は下つていす。それは一つに大戦前まで職業口の空席が少なかつたこと、二つに生活水準が逐次改善されてきたことに依ります。特に生活水準の上昇は戦後既婚婦人の職業意識を著しく低調に導きました。この傾向は現在猶顯著で働きに出る既婚婦人は数える程しか居りません。結婚率が女性の雇傭数を決定すると見られる所以です。

第 6 表
 婦人の雇傭率

1910年	40.9%
1920年	39.0%
1930年	36.3%
1946	31.4%

前出 P. 49 15才以上

の婦人全体に対する比率
 自傭を含む

又、大戦前雇傭機会がなかつたということは婦人の移民が多かつたことを見ても分ります。戦後は通で婦人に対する求人が求職を超えています。

1946年に於ける15才以上の婦人雇傭者及び自営業者数は15才以上婦人全体の31.4%ですが、男子は86.6%、男女合せて58.3%、となつていす。

夫と共に農業に従事している主婦は婦人雇傭者数の中には入つていませんが、ノルウェー全体の農家の70%即ち145,000世帯は1~12 $\frac{1}{2}$ エーカーの小農で、それらの農家の主婦は殆どが重要な野良仕事をやつていすから、

から第7表に見る婦人雇傭者数39万

は大体50万程度とみた

方が正しいようす。

婦人就業率を各年齢層に分け、比率で示すと第8表のようになります。実数では次の通りです。

既婚婦人数 655,113人

その中就業率 25,662人

未婚及離婚婦人 592,796人
 (15才以上)

その中就業率 312,681人

第 7 表

(男女別生産年齢人口分布)

区 分	男 (人)	女 (人)
生産年齢人口総数	1,191,633	1,250,251
財産・年金及公職の補助で暮らしているもの	159,288	168,283
労働人口	1,032,345	1,086,968
その中、主婦及家にいる娘		694,696
雇傭された女子		392,272

前出 P. 48 15才以上の人口

全体として就業率の一番高いの

婦人一番高いのは20

才前後で50~55%、30才頃から下りはじめて21%台、それから50を過ぎると又24.35%と少し上つていす。

10/ 前出 P. 50

又未婚者だけの場合は20才から60才台まで大体60~70%で安定した比

率を示しており、60才前後でも未だ（前出 P. 49 1946年）

37.5%とかなり高く、70才をこえた婦人の一部は職業をもつていすことは注目に値しす。

又、既婚婦人が少い原因の一つは所得税にありす。即ち、夫婦共稼ぎの場合、所得税は別々に課せられないで、夫婦の所得の合計額に対してなされるのです。そして、税額が非常に暴進的ですから、妻の就労は却つて一家の税負担を重くするわけです。現在これを緩和するために妻の所得の一部を控除する方策がとられていすが、根本的な救済にはならず、既婚婦人の満足を与えておりませんので、なお検討されていす。

次に職業別に見ると、

第9表のようになります。

女子雇傭の趨勢として、農業や女中、工業、サービス業への移動が目立ちます。そして、この傾向は益々強まつて来ていす。

次に各業種別に少し詳しく調べてみましょう。

前出 P. 50 1946年

①自家の農業に従事する娘を含む

②同上を含ませ。

③ノルウェーでの生産年齢は満15才以上

第8表 婦人就業率、年齢別、結婚状態別、就業率

年齢層	未婚及離婚者	有配偶者	合計
15-19	43.3%	5.3%	42.50%
20-24	66.6	5.6	50.67
25-29	70.2	5.1	32.27
30-39	69.6	3.8	21.41
40-49	69.0	4.8	23.52
50-59	61.6	3.5	24.35
60-69	41.4	1.9	20.36
70以上	10.3	0.5	6.87
計	52.7	3.9	31.4

第9表 職業別婦人労働人口

職業	人 数 (人)	婦人生産年齢人口に対する比率	全労働者数に対する女子の比率
農業、酪農	108,673	② 8.7%	30.3%
園 芸	980	0.1	12.2
林業・漁業	161	—	0.4
工業、手工業	78,550	6.3	17.4
商 業	73,267	5.9	44.6
道 信	117,29	0.9	8.2
専門職及、非生産的労働	47,455	3.8	40.7
農事以外の家事手伝い	45,669	3.6	9.96
他の家事	25,688	2.1	9.78
計	392,272	31.4	27.5
主婦及、娘	694,696	55.5	

ロ) 農業

1971年には、農業に従事する婦人は15才以上婦人全体の1.26%でしたが、1946年には、8.7%に下つています。同様に、農業労働者全体に占める婦人の数も33.7%から、30.3%に落ちています。しかし、前述の如く、この比率には農業に従事する主婦が娘が入っていないので、実際にはこの部面で働く婦人の数は最も多いのです。

ハ) 女中

女中として家事手伝い従事する婦人の比率も1930年の8.7%から、1946年の5.7%へと落ちていますが、この傾向は国際的なもので、理由としては、女中の地位が低いこと他の職業の機会が次第に拡大されて来たことがあげられます。労働時間や労働条件については、特別の法が定められていますが、賃金は他の職場の婦人よりも低いようです。

ニ) 工業手工業

工業及手工業に従事する婦人の成年婦人に対する割合は1930年の5.8%から1946年の6.3%と増えております。尤も工業労働者全体に対する比率では19.5%から12.4%へ落ちていますから、この面での男子の大幅な増加に比して僅かなものだったことが分ります。比較的婦人の多い工業は第10表にみる通りです。

第10表

職 種	人数(人)	婦人の占める比率(%)
被服工業	20646	72%
紡績	13517	60%
製紙	2553	50
他の食品	2757	31
印刷製本	5360	38
製板紙	1889	48
皮革及ゴム	2031	30
製鉄金属	2241	18

大抵の工業分野では男子と女子の仕事は、はつきり分れており各々伝統的な仕事のみするようになっています。近年、婦人に対する労働需要が大となつたにも拘らず、婦人の感度が減少しているため、むしろ伝統的に女子の仕事だったものの男子の進出を見えています。勿論伝統的な男子の仕事についている婦人は殆どなく、又、男女何れともつかぬ仕事が増加して来ているのに、この面での婦人も皆無に近い状態です。

前出 p. 53、1952年4月調査

ホ) 事務及専門的職業

事務やサービス業及び専門的職業の面には一般に婦人が多く進出しています。この分野における労働者全体の40%は婦人です。仕事の内容はやはり工業の場合と同様、男女別にはつきり分れています。婦人に典型的なのはタイピスト、速記者、電信電話交換手等です。しかし従来男子に限られたような仕事の分野、例えば学術的な仕事とか販売とかいう面にも婦人は除々に進出してきております。又最近新しく開けた分野にも進出しています。

ヘ) 自営、高級管理職

1946年、自営主又は雇傭主である婦人は職業をもつ婦人全体の12.1%でしたが、男子は31%に達していました。この種の婦人は主として工業、手工業及事務の面に多いのですが、就中、紡績、工芸、理髪、洗濯、下宿屋などが典型的です。

高い管理的地位にある婦人は僅かです。しかし、高い技術をもつた婦人の数に劣らず、特に販

売、専門職、サービス等に多くなつています。

ト) 賃金

賃金は一般に男子に比してかなり低いのですが、これは男より低い地位についているか又はその産業の賃金水準が低い何れかのためです。婦人の伝統的な仕事は比較的低賃金におかれており、又大部分の婦人はこの分野に働いています。1948年オスロでの調査によると、年所得5,000クローネ¹¹ル(約25万2千円)以下の婦人は全勤労働者の69%を占めていたのに、男子の場合はたつた21%でした。¹² 前出、p. 56

賃金に差のあるのは仕事や産業が違うためばかりではありません。同一の仕事をしていても男の方だけずっと高いことがよくあります。その主な原因は女子の職業教育及訓練の不足です。

男女同一労働同一賃金が完全に守られているのは技能公務員、学者、工業か手工業に働く婦人で読者のために限られています。他の場合はすべて差があります。そしてこの差別待遇が団体協約の条項に明示してあります。例をあげると、1946年において、私企業の管理的な地位にある婦人は同様な地位にある男子の75%の給与を得、商店の店員の場合は80%でした。工業では差はもつと大きく、1952年に於いて69.5%でした。しかし、工業においても、熟練工や組長、職工長をしている婦人の中に、男と同じ給与を得ている人も稀には居ます。又、出来高制の場合、男子よりも多くの所得を得ている婦人も少なくありません。第二次大戦後は婦人の賃金が改善される機運を見せています。

次に差別賃金の原因を詳しく見てみましょう。第一に伝統、第二に仕事量が男子より少いこと第三に特に若い女性にはしばしば戦場を替えるため預けるまでに時間がかかり、能率が悪いこと、そして第四に休みが多いということです。特に出産による休みを加えると著しくなります。1950~1年の調査では、婦人は男の倍近く休んでいます。この場合、未婚既婚者を合わせての話ですが、分けてみると、男女共若い未婚者の方が扶養責任ある既婚者よりずっと多く休んでいるのは注目すべき現象です。40才以上になると、男女共休み比率は同じ位になります。たゞ考慮しなければならないのは、夫婦共稼ぎの場合、もしも家に人手の要る時誰か勤めを休まねばならぬとしたら、それは先づ妻だということです。

もう一つの原因は、一般に男は家族扶養者であるから高く払わなければならぬという考え方です。事実、男子の40~50%は扶養家族をもっているのに女子の方は10%にすぎません。

(前出、p. 58、)

しかし、賃金は扶養家族数に比例して高くなつてはいけません。

チ) 既婚婦人の雇傭

既婚婦人の雇傭には特殊の問題があります。ノルウェーでは近年婚¹³数が急激に増加し、1946~1950年の5年間に、主婦の数は415,000人から680,000人になりました。

12/ 前出 p. 58

そして更に近い将来、婚¹⁴率の増大が予想されています。既婚婦人の雇傭率をいかにして増大するかは今や大問題となつています。

細かくみると、先づ出産が外での仕事を妨げます。又、累進税が妻の就労意欲を減ずることも前述しました。ととず、ノルウェイの商店や事務所は日中休憩時間がなく、営業時間が比較的短いので、既婚婦人が雇われるのに都合がいいのですが、他面、働く婦人達は買物のために仕事中の時間を犠牲にしなければならないので、問題になっています。そのため、商店や事務所を定期的におそく閉店するようにとの運動が行われています。

又、家事の負担を夫婦が平等に分担しない限り、働く既婚婦人の労働は過重になります。そこで、ノルウェイでは、現在、家事合理化のための方策を検討中であり、これによつてどれだけの女子労働力が生み出されるかも研究中です。パート・タイムの可能性についても研究しています。現在は、家事手伝いや、オフィス方面にパート・タイムが行われています。

(5) 公けの活動

イ) 選挙権

婦人は選挙権を獲得して以来、^{16/} 概率的に高い投票率を示している。1909年の第一回の選挙では、男子より10%少ないだけでした。1945年の^{17/} 国会議員選挙の^{18/} 男子84.7%に対し、女子74.5%となつております。18 前出 p. 61

又、婦人の一部が最初に行つた1901年の地方選挙では、男子45%、女子30.9%と極めて悪い投票率でしたが、次第に改善されて、1947年には夫々75.5%、67.8% になりました。一般に都市の婦人の方が地方の婦人よりも投票に熱心であるとされています。

ロ) 議会、地方庁、及び他の政治機関

婦人運動を支持した人々の期待では、婦人議員が直ぐに沢山選ばれるとは思われませんでした。1921年までは遂に、一人も出ませんでした。それ以降の選挙では、婦人議員数が夫々0 1 2 3 4 7 7という推移にたどつて来ました。

選挙は秘密投票により、誰にでも入れることが出来ます。しかし、いずれかの政党を選ばねばなりません。そのため、投票者は各政党で指名した立候補者名簿を投票用紙に使います。投票者は名簿につづいている名前を消したり、別の名前を書き入れたりすることも出来ます。そして、各選挙区における各政党の得票数によつて、各政党に割当てられる議席数が決定します。比例代表制 指名候補者数では、婦人は1921年の4%に比べると、1947年の16%とかなりの増加を示しており、又、名簿中の上位に記されているので、現在では、婦人が選出される機会は以前よりも大きくなつています。しかし、地方選挙では国会選挙と異なり、投票者が指名候補者を変更出来る政度が大きな意義をもつため、しばしば婦人は不利になります。

14 前出 p. 63

議会における婦人の主な活動分野は社会問題です。国会社会問題委員会の議長は、現在、婦人です。しかし、ノルウェイの議会はあくまで政党本位で、婦人議員と雖も皆党に直結していますから、超党派的な「婦人戦線」などという組織は企てられたこともありません。

地方委員会における婦人委員は平均5%で都会地の方が郡部より高くなつています。

15 前出 p. 63

又、色々の委員会の委員(国内、国際を問わず)も、戦後、次第に増えており、特に婦人に関する機関には必ず婦の姿が見られます。婦人大臣は今までに二名しか出ておりません。その一人は現在の社会相(Miss Aaslaug Aasland)です。

ハ) 行政其他

婦人公務員は、1951年において、全体の1.3%^{16/}で、しかも地位低く、その大半は補助的役割しか与えられておりません。人数の点では、支那省と社会省に最も多くの婦人職員がいます。

16 前出 p. 63

教員もほぼ同様で、1952年において、大学教授127人の中3人、講師73人の中4人が婦人、更に高校教員の23.8%、小学教員の47.8%^{17/}が婦人でした。17 前出 p. 64

新聞界では1951年、ノルウェイ新聞協会に属する人776人の中81人が婦人で、その中26人がオスツの「週刊ノルウェイ新聞」の職員でした。仕事は婦人のための記事に関することが多く、論説を書く人は稀です。しかし、一方、婦人雑誌の読者数は広範であり、その影響の大きな点も見逃せません。18 前出 p. 64

放送は国営で、理事会の理事は全部男です。ここでも婦人職員は婦人関係の問題を主にとりあげます。

ニ) 組織活動

今日約10万の勤労婦人が労働組合総同盟傘下の組合に入っています。賃金や労働条件は総同盟とノルウェイ経営者連盟の間の団体協約によつて決められています。大抵の組合や職団体では男女平等の権利をもつていますが、中には、婦人を全然入れない組合例えば「オスロ商業組合」などが稀にあり、又、反対に、婦人だけの組合が沢山あります。又、宗教団体のいくつかは、その団体役員の大半が婦人であるのにも拘らず、^{19/} 理事の選挙権は男子に限つています。

婦人団体は現在全国的なのが20、地方的なのが43ありますが、その中で一番大きいのは1903年に出来た「ノルウェイ全国婦人評議会」で、23の団体が加入しています。戦後、婦人団体間の協力の必要が痛感されて、「ノルウェイ婦人団体共同委員会」が結成され、すべての政党が参加し、長年の要求である男女の平等と、母性と児童の福祉政策のために努力しています。よい仕事も行われましたが、規約によつて活動が非常に制限され、又対立する政治的立場のために、行き悩むことが多く、ために、1950年、この組織は活動を停止しました。しかし、婦人団体の協力そのものがなくなつたわけではありません。

17 The Norway Year Book — 1954

ノルウェーの主な婦人団体

1. ノルウェー労働総同盟婦人委員会
2. ノルウェー主婦連合会
3. ノルウェー全国婦人評議会
4. ノルウェー婦人保健協会
5. ノルウェー労働党、婦人事務局
6. 全国保守党婦人協会
7. ノルウェー共産党、婦人委員会
8. ノルウェー女教員連合会
9. ノルウェー職業婦人会
10. ノルウェー地方婦人会
11. Y、W、C、A、

1954年12月15日印刷

1954年12月20日発行

編集兼
発行人 労働省婦人少年局

印刷人 労働省婦人少年局

印刷所 文京区駒込坂下町110番地
電話 駒込(82)3196番
有限会社 工 文 社